

江田島市過疎地域自立促進計画の概要について

平成28年3月

江田島市 企画振興課

1 計画策定の背景・趣旨

江田島市では、過疎地域自立促進計画（以下、「過疎計画」という。）の計画期間が平成27年度をもって満了すること、根拠法令である「過疎地域自立促進特別措置法」（以下、「法」という。）の効果期間が平成32年度まで延長されたことを受け、今回、平成28年度から平成32年度までの過疎計画を策定しました。

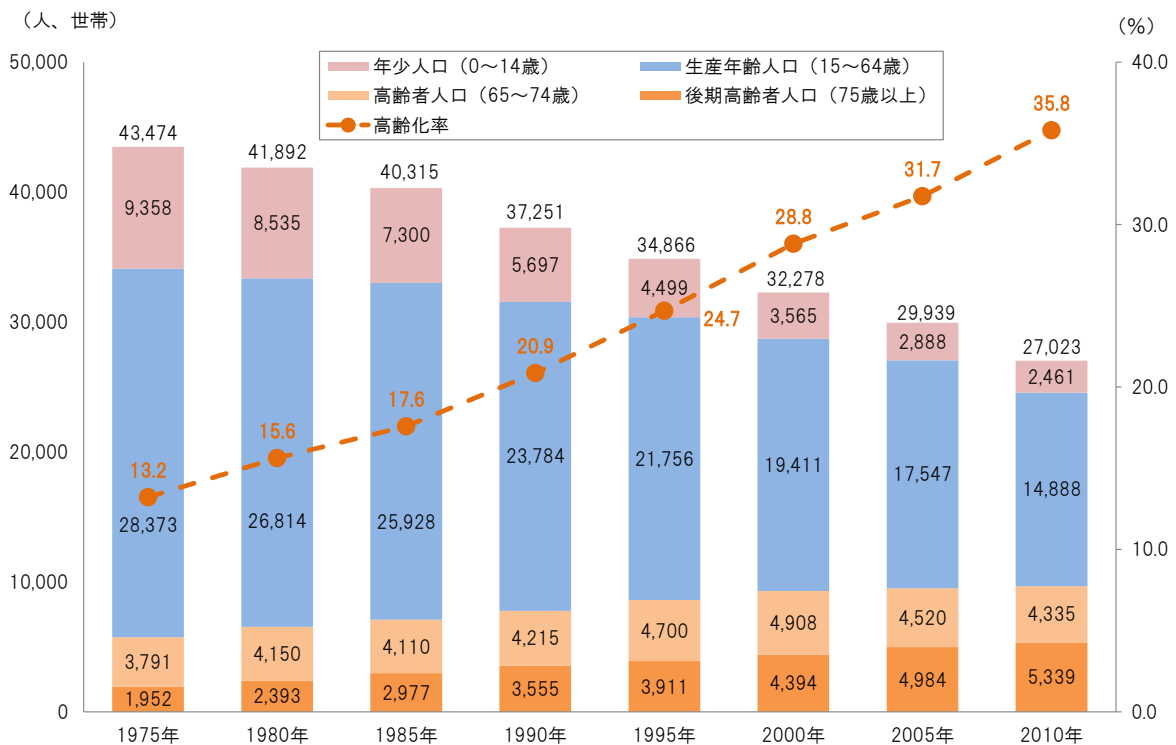


図 年齢3区分人口の推移（江田島市人口ビジョンより）

2 過疎計画の意義

- 過疎計画は、法に基づく過疎地域として全域が指定された江田島市の自立促進を図るため、基本方針や今後の振興や整備計画を定めるもので、本市における過疎地域自立促進のための対策の指針となるものです。
- 過疎債の活用などにより国の財政支援を受けるためには、過疎計画に当該事業が計上されていることが必要になります。

3 過疎計画の策定方針

- 法令や江田島市の各種計画などを勘案のうえ、現在の情勢に即した形で現行の過疎計画を改定しています。
- 第2次江田島市総合計画で掲げた将来像である「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」の実現に資する取り組みを積極的に盛り込んでいます。

4 過疎計画の構成及び内容

- 前述の方針に基づき、改定過疎計画を取りまとめます。
- なお、過疎計画については、総務省通知によりその構成が示されているため、これに基づき策定しています。(基本的に、構成は現行計画と同様)

5 改定過疎計画の構成と内容

平成22年に策定した現行の過疎計画策定以降の情勢変化(法改正、社会情勢、その後に策定された江田島市の各種計画等)を踏まえて記述内容の変更を行っています。

※ 下線の付してあるものは、今回新たに追記した施策項目です。

なお、既存の施策項目においても、情勢変化を踏まえた記載内容の充実等を図っています。

大項目	小項目	内容
基本的な事項	(1)江田島市の概況	自然的・社会的条件や過疎の状況等
	(2)人口及び産業の推移と動向	人口や産業別人口の動向
	(3)行財政の状況	行財政運営や施設整備の状況
	(4)地域の自立促進の基本方針	目指す将来像、まちづくりの基本戦略等 (総合計画と整合)
	(5)計画期間	平成28～平成32年度 ※現行の過疎計画は、当時の法失効期限であった平成27年度が終期 ※現在は、法の失効期限が平成32年度まで延長されているため、これと同一の期間に改定する。
産業の振興	現況・課題、対策、取組事業	農林水産業、 <u>企業誘致・起業促進</u> 、商工業、観光レクリエーション、港湾
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	〃	道路、公共交通、情報化、地域間交流
生活環境の整備	〃	上下水道、廃棄物、消防・救急、防災、住宅、防犯、交通安全、公園、 <u>自然エネルギー</u>

大項目	小項目	内容
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	〃	高齢者等の保健・医療・福祉
医療の確保	〃	医療
教育の振興	〃	学校教育、生涯学習・社会体育
地域文化の振興等	〃	文化
集落の整備	〃	住民自治、 <u>公共施設</u>
その他地域の自立促進 に関し必要な事項	〃	※前述の再掲（ソフト事業の再掲）

6 各分野における主な取組

○ 各施策分野の取組事業のうち、主なものは次のとおりです。

※【新】とあるものは、過疎計画に新たに追加した取組です。

(基本的には、第2次総合計画などに基づき新たに追加したもの。)

施策分野	主な取組	
産業の振興	ハード	・(県営)農地海岸保全施設整備事業負担金【新】 ・水産振興関係基盤整備事業 ・国民宿舎整備事業
	ソフト	・農業・漁業の担い手育成事業【新】 ・有害鳥獣被害対策事業 ・オリーブ振興事業【新】 ・起業支援事業【新】
交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流の促進	ハード	・サイクリングロード整備事業【新】 ・情報通信基盤活用事業【新】
	ソフト	・公共交通協議会負担金 ・交流定住促進事業 ・体験型修学旅行誘致事業【新】
生活環境の整備	ハード	・上水道・下水道整備 ・最終処分場施設整備事業【新】 ・耐震性貯水槽整備事業【新】 ・市営住宅建設・改修等事業
	ソフト	・住宅用太陽光発電システム等普及促進事業 ・防災対策事業
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	ハード	・保育施設再編整備事業
	ソフト	・母子保健事業(母子健康づくり等) ・食育推進事業【新】
医療の確保	ソフト	・救急医療確保支援事業 ・在宅当番医制運営事業
教育の振興	ハード	・学校校舎・屋内運動場等改修事業 ・公民館改修事業【新】
	ソフト	・学校再編・通学支援事業 ・大柿高校魅力化事業【新】
地域文化の振興等	ソフト	・美術展事業 ・生涯学習活動推進事業
集落の整備	ハード	・協働のまちづくり推進事業(拠点施設改修)
	ソフト	・まちづくり推進事業(自治会等補助、地域提案型補助等)